

村営住宅退去時の手続について

村営住宅を退去する場合、下記のとおり手続を行ってください。

(1) 役場へ提出する書類

- a 退 去 届 ・入居住宅、退去日、移転先住所（郵便物が届く住所）、連絡先、氏名を記入し、押印のうえ提出してください。
- b 水 道 ・住所、氏名、中止日を記入し、押印のうえ提出してください。
 使用中止届
- c 戸別受信機 ・住所、氏名、返却日を記入し、押印のうえ提出してください。
 返却届出書

(2) 住民票の異動が必要です

- a 村外、村内への移転についても役場住民生活課窓口にて手続が必要です。**必ず**行ってください。

(3) 役場以外の手続について

- a 電 気 ・電力会社への連絡が必要です。
 北海道電力の場合、契約センター（0120-12-6565）
 Web <https://www.hepco.co.jp/idou/>
- b 電 話 ・通信会社への連絡が必要です。NTTの場合 116
- c 郵 便 物 ・郵便局窓口で転居届を提出してください。
 Web 【郵便局-e 転居】
 https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/index_sp.html
- d ガ ス ・ガスを使用してる住宅は、供給業者へ中止の連絡をしてください。

(4) 住宅の清掃、修繕について

- ・退去時には、清掃を十分に行ってください（汚すぎる場合は再度清掃していただくか、清掃業者を頼み、料金を負担していただきます）。
- ・自分で設置、持ち込んだ物については、全て処分してください（物を残していった場合は処分費用を負担していただきます）。
- ・ペットの飼育に起因するものや、通常使用ではないと認められる修繕に関しては、修理費を負担していただきます。
 ペットの飼育は認めていないので、飼育が判明した場合は住宅に係る修繕の費用を全額負担していただきます。（退去時の修理は、全面になれば 400,000 円程度）